

○美唄市教育委員会後援名義の使用に関する要綱

(令和元年 6 月 4 日教育委員会庁達第 8 号)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、美唄市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の後援名義の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業)

第 2 条 教育委員会が後援名義の使用を認める事業は、国、地方公共団体、公益法人その他の団体(以下「団体」という。)が行う事業で、社会、経済、福祉、教育、文化及びスポーツの発展向上に資するものであり、かつ、市民福祉の増進に寄与すると認められる事業とする。

(名義)

第 3 条 後援に使用する名義は、「美唄市教育委員会」とする。

(対象外事業)

第 4 条 教育委員会は、団体が行う事業が次のいずれかに該当すると認められるときは、後援名義の使用を認めないものとする。

- (1) 特定の思想、政治又は宗教的な内容を含む事業
- (2) 営利、商業宣伝又は売名を目的とする事業
- (3) 参加者に対して過重の負担を求める事業
- (4) 会員等の勧誘を目的とする事業
- (5) 法令等に違反する事業
- (6) 公序良俗に反するおそれのある事業
- (7) 参加者の安全及び衛生が十分確保できない事業
- (8) 暴力団の排除の推進に関する条例(平成 25 年条例第 4 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団員で構成される団体により実施される事業
- (9) 前各号に掲げるもののほか、後援名義の使用を行うことが不相当と認められる事業

(申請)

第 5 条 後援名義の使用を申請しようとする者は、後援名義使用申請書(別記様式第 1 号)により、美唄市教育委員会教育長(以下「教育長」という。)に申請しなければならない。

(決定)

第 6 条 教育長は、前条の規定による申請があったときは、書類等の審査により、速やかに後援名義使用決定(却下)通知書(別記様式第 2 号)により申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により教育長の決裁を得ようとするときは、学務課長に合議するものとする。

(取消し)

第 7 条 教育長は、前条第 1 項の規定による後援名義の使用を決定した事業が、第 2 条及び第 4 条の基準に適合しないと認めたときは、後援名義の使用を取り消すものとする。

(変更)

第 8 条 申請者は、申請事業に変更が生じた場合は、速やかに教育長に申し出なければならない。

(補則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか後援名義の使用に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この要綱は、令和元年 7 月 1 日から施行する。